



# 金 沢 市 公 報

第2589号の2

平成20年(2008年)6月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の廃止について ( ) 3
○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	1	○開発行為に関する工事の完了について ( ) 3
○介護保険法の規定による事業の廃止について ( )	1	● 選挙管理委員会公告
● 公 告		○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (選挙管理委員会) 4
○金沢農業・農村総合振興計画の変更について (農業総務課)	2	● 監査公表
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市民課)	2	○監査公表(第10号-第11号) (監査事務局) 4
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	2	● 消防局公告
○都市計画の変更に係る都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	3	○消防車のサイレンの使用について (消防総務課) 6
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の変更について (建築指導課)	3	● 公営企業公告
		○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 7
		○下水道排水設備工事事業者の指定について ( ) 7

## 告 示

●金沢市告示第141号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

介護保険事業所番号	事業所		申請者				指 定 年月日	サービスの種類	条件等
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代 表 者				
					氏 名	住 所			
1790100109	トオの家 二俣	金沢市二俣町 イ6-1番地	特定非営 利活動法 人 トオ の家	金沢市牧 町ニ97番 地1	鈴木和代	金沢市二 俣町6の 14番地17	平成20年 5月15日	小規模多機能型 居宅介護、介護 予防小規模多機 能型居宅介護	
1790100091	グループ ホームめ ぐみ	金沢市彦三町 2丁目6番13 号ロイヤルハ イム彦三1F	株式会 社 恵	金沢市高 尾台2丁 目240番 地	谷 一則	金沢市彦 三町2丁 目7番2 号	平成20年 6月1日	認知症対応型共 同生活介護、介 護予防認知症対 応型共同生活介 護	

●金沢市告示第142号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5及び第115条の14の規定により、事業者から次のとおり事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

介護保険 事業所 番 号	事 業 所		事 業 者				廃 止 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる 事務所の 所 在 地	代 表 者			
					氏 名	住 所		
1770102281	ぐるーぷ ほーむひ こさん	金沢市彦三町 2丁目6番13 号ロイヤルハ イム彦三1F	有限会社 栄香福祉 会	金沢市三 社町1番 25号	石黒 香	金沢市三 社町1番 25号	平成20年 6月1日	認知症対応型共同 生活介護、介護予 防認知症対応型共 同生活介護

## 公 告

金沢農業・農村総合振興計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号口の規定により公告し、当該計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

### 1 金沢農業・農村総合振興計画の変更案の縦覧の期間及び場所

#### (1) 期間

平成20年6月2日から同年7月2日まで

#### (2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

### 2 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

#### (1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

#### (2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

#### (3) 提出期限

平成20年7月2日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を、次の日時及び場所において公表します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

日時 平成20年6月12日から同月25日までの間

（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後6時まで

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市役所市民課

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
9	石川環境設備株式会社	金沢市横川5丁目258番地	平成20年5月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、石川県から金沢都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画区域区分 金沢都市計画臨港地区	金沢市大野町新町、大野町4丁目及び粟崎町4丁目の各一部	金沢市都市整備局都市計画課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を変更したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

変更した道路の位置等

変更年月日	区 分	道 路 の 位 置			
		起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成20年4月23日	変更前	金沢市割出町78番先	金沢市割出町79番1先	6.00	45.30
	変更後	金沢市割出町78番先	金沢市割出町79番1先	6.00	43.65

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成20年5月19日	金沢市北町乙16番4先	金沢市北町乙16番5先	4.00	32.50

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成20年6月2日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市長町3丁目560番1から560番4まで	道路 金沢市長町3丁目560番4	金沢市入江3丁目29番地 株式会社 王家建設 代表取締役 神 亮一

金沢市諸江町中丁421番1及び421番3から421番11まで	道路 金沢市諸江町中丁421番4	金沢市諸江町26番7号 株式会社 アプリケーション 代表取締役 垣内 申治
金沢市割出町620番1及び620番3から620番11まで	道路 金沢市割出町620番1	金沢市西念3丁目1番12号 株式会社 リースホールド 代表取締役 大橋 宏光
金沢市土清水2丁目96番1から96番11まで、101番2、481番1及び481番2	道路 金沢市土清水2丁目96番11及び101番2	金沢市高尾台4丁目172番 株式会社 コスモシティ 代表取締役 有澤 峯生
金沢市南新保町口46番1及び46番3から46番7まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市南新保町口46番4及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市諸江町中丁334番1 株式会社 アットホーム 代表取締役 表井 奈流実
金沢市諸江町中丁296番1及び296番3から296番6まで	道路 金沢市諸江町中丁296番6	白山市三浦町667番地 白山地所 株式会社 代表取締役 小野寺 裕治

## 選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

平成20年6月2日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日時 平成20年6月12日から同月25日までの間  
（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）  
午前9時から午後6時まで  
場所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年6月2日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

#### 1 定期監査（財務事務監査）

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日  | 平成20年4月1日                |
| (2) 措置を講じた部局等    | 福祉健康局長寿福祉課               |
| (3) 監査結果の公表年月日   | 平成18年3月13日（平成18年監査公表第6号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 |                          |

監 査 の 結 果（指摘事項等）	措 置 の 内 容（改善等内容）
長寿祝い金に係る資金前渡事務について、支払や精算の遅延が見受けられるので、一連の事務を見直し改善する必要がある。	平成19年度から長寿祝い金に係る事務を見直し、支払や精算事務に遅延のないよう改善した。

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年6月2日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年4月4日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局文化交流部文化政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日（平成17年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>指摘事項</b></p> <p><b>長町研修塾内匠心庵</b>                      周辺は多くの観光客が訪れるところであるが、現状は利用が少ない。職人技術の紹介の場として、利用促進に努められたい。また、金沢職人大学校の研修施設としての利用もなお一層進められたい。</p> <p><b>卯辰山工芸工房内茶室</b>                      卯辰山工芸工房内茶室は、日本独特の文化である茶道を取り入れ、工房生の工芸の創造活動の一助として建築されたもの。平成15年度、茶室利用者は76人となっており、一般の茶室利用者は非常に少ない。工房見学者や一般利用者が立ち寄りやすいもてなしの形態や内装を検討し利用率の向上を図る必要がある。</p> <p><b>意見</b>                      金沢市内には多くの茶室がある。金沢市の茶室が12箇所（21世紀美術館の2茶室を含む）、その他県やお寺等が所有し公開しているもの（呈茶をしていないものを含む）が11箇所がある。市内の茶道愛好家や観光客が利用するとしてすでに十分すぎる茶室があると思われる。茶室全体を同一の課で管理し、金沢市ホームページへの一括掲載をするなどして、茶室の利用をもっと促進すべきである。</p>	<p>各茶室を一層周知し利用者がその目的にあった茶室を選択することができるよう、国際文化課において、長町研修塾内匠心庵や卯辰山工芸工房内茶室を含めた市有の茶室を総合案内するホームページを開設した。これにより、市有の貸し出しできる茶室については、同一のホームページで施設の概要や料金、申込み方法等の情報を一覧できるようになり、利用者の利便性が向上した。</p> <p>平成20年度には、金沢のお茶室総合マップを作成し、広くPRすることとしており、今後も茶室の利用促進に努めていく。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成20年4月18日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p><b>・こまちなみ保存修景事業費補助</b></p> <p><b>意見</b>                      住民参画の趣旨に則り、実質的な住民に補助効果が及ぶよう、住民からの補助申請以外は受付できないように交付要綱を改めるべきである。</p>	<p>これまでも住民からの補助申請を基本としているが、こまちなみの保存という目的から、補助の目的、効果について十分な理解を得て、財産の継承についても担保できる場合については、住民に限らず補助金を交付することとしていきたい。</p> <p>また、今後は補助制度による効果を広く公表し、制度への一層の理解が得られるよう努めていきたい。</p>

<p>意見 補助対象事業のこまちなみ保存団体育成事業に対して補助金交付要綱に関する内規を整備すべきである。</p>	<p>平成18年度に内規を整備し、保存団体育成事業に係る補助交付期間を10年から5年に見直した。</p>
<p>・寺院等土塀山門修復事業費補助 意見 補助開始より既に35年が経過しており、当該補助制度を継続するのしないのか検討すべき時期になっている。</p>	<p>金沢市は、「歴史に責任を持つまち」として寺院の土塀・山門等は金沢の個性を磨き高める歴史的文化資産として後代に継承すべきものと考えている。 また、寺院の土塀等の修復は頻繁に行われるものではなく、市内には修復が必要な寺院がまだ数多く残っているため、現況での補助制度の終期の設定については、適当でないとする。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日      平成20年5月19日
- (2) 措置を講じた部局等            総務局総務課
- (3) 監査結果の公表年月日        平成17年4月12日（平成17年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・公有財産管理一般 指摘事項 ① 財産の管理上の番号である施設番号が、担当課の変更 地番や名称の変更 分類区分の変更により変わってしまい、その施設に係わる経緯がわからなくなっているものがある。 ② 平成12年度のシステム導入以前の財産台帳上の購入価格や資本的支出が引き継がれずわからなくなっているものがあり早急に調べておく必要がある。 ③ 所管課から総務課への財産取得の通知もれ（遅れた通知を含む）が9件ある。 ④ 新築建物は担当課で登記する必要があるが、平成15年度取得分までは建物の新築登記をしていなかった。今後総務課は、所管課に対し速やかに登記簿謄本を添えて総務課へ通知するよう指導されたい。</p>	<p>① 施設番号は異動を行うと新しい番号を採番する仕様となっているが、最初に登録した番号を保有しているため、過去の履歴を照会することは可能となっている。しかし、施設の履歴一覧を見ることはできないため、次期システム構築時に検討する。 ② 新公会計制度の導入に伴い、現システムの財産台帳の不備は、旧財産台帳及び各課の決算資料等に基づき、作業スケジュールを組んで、平成20年度中に整備する。 ③ 関係課に連絡し、取得通知を提出させた。また、取得通知を含めて財産異動時には速やかに総務課へ通知するよう、各課へ指導した。 ④ 平成16年度以降の新築建物については建物登記は全て行っている。建物保険の加入時期にも影響を及ぼすことから、竣工後速やかに登記を行い総務課へ通知するよう各課に対して指導するとともに、総務課で事前に新築建物の情報を把握し、通知の漏れや遅れがないよう努める。</p>
<p>意見 財産のデータをコンピュータソフトで一元的に歴史的管理をしようとすれば、所管課が変わるごとに財産管理番号を変更する現在の方式のほかに1物件1管理番号の方式を検討するべきではなからうか。</p>	<p>施設番号は異動時に変更されるが、施設の下で管理されている土地・建物等の物件番号は変更されないため、物件ごとの異動履歴を検索することは可能であり、また、物件履歴から過去の施設情報を検索することも可能となっている。</p>

## 消 防 局 公 告

金沢市消防団連合検閲を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成20年6月2日

金沢市消防長      二      俣      孝      司

場所 金沢市宮陸上競技場～泉が丘～城南通り～寺町1丁目交差点～不老坂～犀川左岸  
 日時 平成20年7月6日(日) 午前9時30分から午前10時まで

## 公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により、平成20年6月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条の規定により公告します。

平成20年6月2日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
500	ライフラインサービス	金沢市諸江町中丁337番地1
501	中田設備工業	河北郡津幡町南中条ト18

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により、平成20年6月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成20年6月2日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
519	ライフラインサービス	金沢市諸江町中丁337番地1
520	ヨネミツ管工	河北郡津幡町字御門い3番地2
521	後田設備	金沢市松村7丁目107番地5
522	有限会社 高森設備工業	金沢市押野3丁目22番地

### ◎正 誤

○平成20年5月1日付け金沢市公報第2586号の2

頁	箇所	誤	正
1	下から2行目	付 則	附 則

平成20年(2008年)6月2日 印刷  
平成20年(2008年)6月2日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)